

令和4年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

(追加分)

○ 説明順

- 1 報告第1号 (降壇)
- 2 議案第37号～議案第40号 (降壇)

令和4年3月14日提出

伊佐市長

報告第1号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、伊佐市大口白木1281番地6付近において、相手方の車両が市道を走行中に市道の一部が陥没し、当該陥没箇所に関し相手方車両の右後輪が落下し、車両の一部を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に27万5,000円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上、報告1件についての説明を終わります。

——— 降 壇 ———

追加提案いたしました議案第37号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第38号「伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第39号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第40号「伊佐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

以上、議案4件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———